

定期利用保育室申込に関する同意書

※必ずお読みください。

お読みいただき、確認欄に○をしてください。(全員記入)

	確認事項	確認欄
1	本施設の申請は、三鷹市の認可保育園等に入所申請をし、不承諾となっている三鷹市民の方が対象となります。利用期間中に申込み取下げを行った場合、市外へ転出した場合は、事由の発生した月で退所となります。 また、入所申請時に提出した「保育所等入所(転所)申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」内の、【育児休業中の方の入所申請確認】について、「2 入所の意思はなく、育児休業の延長をするための申請」に✓がある場合は、選考の対象外となります。	
2	申請に必要な書類は、必ず提出期限内に提出してください。期限後に届いた場合、選考の対象外となります。郵送書類の封入漏れや郵便事故による未着について、市では責任を負えません。また、到着確認のお問い合わせには対応いたしませんので、郵送方法にご留意ください。	
3	本利用申請書および認可保育園等への入所申請書類は、入園月または復職時の状況と同じであるとみなします。	
4	申請書類の確認のために、職場やご家庭に状況を確認する場合があります。	
5	入園の正式決定は、健康診断および面接を経た後になります。	
6	入園後は保育室にスムーズに慣れるために、保育室で過ごす時間を短時間から始める「慣れ保育」があります。	
7	給食のアレルギー対応については、対応不可な場合があるため、利用申込み前に施設へご相談ください。	
8	在園の要件や在園中の各種手続き(家庭状況、保育期間の変更等)については、「保育園等入園案内」の『2在園中のかたへ』の内容に準じます。ただし、入園後に産前産後休業、育児休業を取得する場合は、出産予定月の後2か月間までの在園となります。引き続き在園を希望する場合は復職が必要です。 また、家庭の状況や就労の状況等に変更があった場合は速やかに書類を提出してください。	
9	鉛筆や「消せるボールペン」、修正液、修正テープを使用した場合、申請書類とは認められません。	
10	育児休業中に入所が決まった場合、入園月の翌月1日までに復職することが入園の条件になります。復職後、『復職証明書(所定様式)』をすみやかに提出してください。(会社の就業規則による時間短縮・日数短縮勤務の場合でも、月12日、1日4時間以上での復職が必要です。)	

上記確認事項(1~10)について、承認しました。

(記入日) 令和 年 月 日 保護者氏名
